

### 開発行為等を行う場合の手続き②-3

【都市計画法29条開発許可・43条建築許可が不要な場合で、都市計画法施行規則60条に基づく証明書（許可不要証明書）を取得する場合】

那珂川市都市計画課

- 以下は基本的な手続きの流れの概略を示したものであり、記載している内容以外にも手続きが必要となる場合があります。
- 開発行為等を行う際は、事前に関係機関の担当者と協議の上、法令に基づき必要な手続きを行ってください。
- 必要書類の詳細や部数については、事前に各部署の担当者に確認してください。
- ( ) 内の手続きについては、該当する場合のみ行ってください。

手続き	協議・申請先	主な必要書類
—————事前協議を完了した後に、以降の手続きに進んでください（手続きの流れ①参照）—————		
↓	都市計画法許可不要証明書申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明願及び添付図書</li> <li>【県都市計画課HP「証明願」様式第26号】</li> <li>→市で副申欄を記入してお返ししますので、県に提出してください</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証明願及び添付図書</li> <li>※市の副申を記入したもの</li> </ul>
↓	許可不要証明通知	建築確認申請を行い、建築工事等に着工してください 建築確認申請の際に許可不要証明書の添付が必要な場合があります なお、建築確認申請手続きについては、那珂県土整備事務所や確認審査機関にお問合せください
↓	着工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水設備等計画確認申請書</li> <li>【市下水道課HP「下水道排水設備の申請・工事」参照】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (占用工事着手届)</li> <li>【市建設課HP「道路の占用」参照】</li> </ul>
↓	完了届提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等完了届及び添付図書</li> <li>【市都市計画課HP「開発行為等の事前協議について」様式第7号】</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (占用工事完了届)</li> <li>【市建設課HP「道路の占用」参照】</li> </ul>
↓	排水設備検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水設備新設等工事完了届</li> <li>【市下水道課HP「下水道排水設備の申請・工事」参照】</li> </ul>
↓	完了検査	
↓	完了通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公共施設等引継書及び添付図書)</li> <li>【市都市計画課HP「開発行為等整備要綱」様式第10-1号、10-2号】</li> <li>※公共施設の引継ぎ（帰属・寄附等）がある場合は、完了公告及び完了通知</li> <li>以降に所有権の移転登記を行います</li> </ul>